

# 陶芸施設利用案内

大府市文化協会(大府市愛三文化会館内)

☎ 0562 - 48 - 6188 (担当 平野)

月・水・金 9:00~16:00

## 1. 貸出施設・設備

施設・設備	備考
作業場	プレハブ 約 10 m <sup>2</sup> 作業台設置
窯置場	プレハブ 約 10 m <sup>2</sup> 作品乾燥棚設置
陶芸窯	大 1 基 小 1 基 (窯置場に保管)

※窯置場の作品乾燥棚は、完成後の作品の保管・展示に使用できません。

## 2. 利用日及び利用時間

(1)利用日は、勤労文化会館の開館日とします。

(2)利用時間は次のとおりとします。

午前	午後	夜間	全日
9:00~12:45	13:00~16:45	17:00~21:00	9:00~21:00

※陶芸窯の使用は施設・設備利用時間内としますが、1日ですべての作業の完了が確実な場合に限り 8:00~9:00 及び 21:00~21:30 の範囲で繰上げ・延長を認めます。

## 3. 利用者の範囲

(1)大府市文化協会会員(団体・個人)

(2)大府市在住・在学・在勤の者

(3)大府市を拠点として活動する団体(会員に必ず大府市民が含まれること)

## 4. 利用の申込み

(1)利用申込みの申請期間は次のとおりとします。

区分	利用申請期間
協会会員	利用日の属する月の4か月前の1日から利用前日まで
その他の利用者	利用日の属する月の3か月前の1日から利用全日まで

(2)利用を希望される方は、申請期間内の文化協会事務局の業務時間(次表参照)内に、「陶芸施設利用申請書」を文化協会事務局へ提出し所定の料金をお支払い下さい。

期 日	時 間
勤労文化会館開館日の月曜日、水曜日及び金曜日	午前9時~午後5時

(3)文化協会は、利用申込みがあった場合は、領収書及び「陶芸施設利用許可書」を発行します。

(4)利用内容に変更があった場合は、すみやかに文化協会へ申し出てください。

- (5)業務時間内であっても職員が不在の場合がありますので、事前に電話確認をしていただければ確実です。

## 5. 利用方法

- (1)利用者は、利用当日に文化協会事務局へ「陶芸施設利用許可書」を提示し施設の鍵及び「チェックシート」を受領してください。
- (2)施設利用後は、利用者は施設を利用前の状況に戻して施錠を行い、鍵及び「チェックシート」(記載済)を文化協会事務局に返却してください。
- (3)陶芸窯を利用する方で、利用が1日の利用時間内に終了しない場合には、必ず換気扇の作動及び施錠の確認をし、利用時間内に鍵を事務局に返却してください。
- (4)利用日が文化協会事務局の休業日の場合又は業務時間外の場合は、勤労文化会館受付が事務を代行します。

## 6. 使用料金

- (1)施設・設備使用料(文協会員はカッコ内料金)

	9:00～12:45	13:00～16:45	17:00～21:00	全日
作業場	200円 (100円)	200円 (100円)	200円 (100円)	600円 (300円)

※作業場の使用料には窯置場の使用も含まれます。ただし、陶芸窯使用中は、他の利用者は窯置場を使用することはできません。

※窯置場のみを作業に使用する場合は作業場の料金に準じます。

- (2)陶芸窯使用料(文協会員はカッコ内料金)

設備名	単位	料金
陶芸窯 (大)	素焼き1回	1,200円 (600円)
	本焼き1回	2,000円 (1,000円)
陶芸窯 (小)	素焼き1回	400円 (200円)
	本焼き1回	600円 (300円)

※陶芸窯を使用する場合の窯置場使用料については無料です。

## 7. その他

- (1)貸出施設内は禁煙とします。
- (2)施設利用後は、必ず清掃するとともに、電気の切り忘れ、施錠忘れの無いように十分確認してください。
- (3)利用終了後、鍵の返却時に「チェックシート」に必要事項を記入し提出してください。